

教育福祉産業常任委員会会議録

<目 次>

【開会】	2
【議事】	2
【議案第 15 号】 矢板市行政財産使用料条例の一部改正について	2
【議案第 16 号】 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について	4
【陳情第 19 号】 矢板市内公園の健康活用に関する提言	5
【陳情第 20 号】 矢板市文化スポーツ複合施設 北側多機能ホール活用改善と文化芸術振興のための提言―市民が育てる「多目的音楽ホール」から「文化芸術拠点」への再生計画―	6
【陳情第 24 号】 医療・介護提供体制の維持に向けた意見書提出を求める陳情書 ..	7
【陳情第 25 号】 非現業の職員の労働基準監督に関する陳情	8
【陳情第 26 号】 会計年度任用職員の勤務条件に関する陳情	9
【陳情第 30 号】 人口減少時代の公民館改革に関する提言―地域活動の司令塔としての再構築と地域総合文化祭の「年次総決算化」―	10
【委員長報告】	11
【閉会】	11

1 日 時

令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 0 時 55 分～午後 2 時 00 分

2 場 所

第一委員会室

3 出席委員（7 名）

委員長 神谷 靖

副委員長 榊真衣子

委 員 掛下法示、櫻井恵二、高瀬由子、小林勇治、伊藤幹夫

4 欠席委員

なし

5 説明員（11名）

- | | | | |
|---------------|-------|---------------|-------|
| (1) 市民福祉部（1人） | 高橋 理子 | ①都市整備課長 | 船山 幸男 |
| (2) 幸齢課（1人） | | ②計画担当 | 佐藤 晶昭 |
| ①幸齢課長 | 相馬 香織 | (5) 教育総務課（2人） | |
| (3) 健康増進課（1人） | | ①教育総務課長 | 佐藤 賢一 |
| ①健康増進課長 | 松本 一裕 | ②学校教育担当 | 菊地 明子 |
| (3) 建設課（2人） | | (6) 生涯学習課（2人） | |
| ①建設課長 | 小林 徹 | ①生涯学習課長 | 宮本 典子 |
| ②管理住宅担当 | 手塚 良幸 | ②スポーツ推進室 | 谷中 博和 |
| (4) 都市整備課（2人） | | | |

6 担当書記

事務局長 星 哲也、主査 手塚 紀寿

7 付議事件

- 【議案第15号】矢板市行政財産使用料条例の一部改正について
- 【議案第16号】矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 【陳情第19号】矢板市内公園の健康活用に関する提言
- 【陳情第20号】矢板市文化スポーツ複合施設 北側多機能ホール活用改善と文化芸術振興のための提言―市民が育てる「多目的音楽ホール」から「文化芸術拠点」への再生計画―
- 【陳情第24号】医療・介護提供体制の維持に向けた意見書提出を求める陳情書
- 【陳情第25号】非現業の職員の労働基準監督に関する陳情
- 【陳情第26号】会計年度任用職員の勤務条件に関する陳情
- 【陳情第30号】人口減少時代の公民館改革に関する提言―地域活動の司令塔としての再構築と地域総合文化祭の「年次総決算化」―

【開会】

○委員長（神谷靖） ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているので会議は成立している。

ただいまから予算決算常任委員会教育福祉産業分科会を開会する。 (12:55)

【議事】

○委員長 これより議事に入る。

○委員長 この委員会に付託された案件は、議案第15号、議案第16号、陳情第19号、陳情第20号、陳情第24号から陳情第26号まで及び陳情第30号の8件である。

○委員長 なお、説明に当たっては、執行部には簡潔な説明をお願いします。

【議案第15号】矢板市行政財産使用料条例の一部改正について

○委員長 初めに、議案第15号を議題とする。提案者の説明を求める。

○生涯学習課長（宮本典子） それでは、議案書の17ページをお願いします。

議案第15号、矢板市行政財産使用料条例の一部改正について。

矢板市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年9月4日提出 矢板市長 森島武芳。

次に改正の内容について説明する。

行政財産使用料につきましては、新たに泉小学校、片岡小学校体育館に空調設備が設置されたので、その使用料を定めることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

使用料はそれぞれ800円とする。

施行日は、令和8年10月1日とする。

説明は以上である。

○委員長 これより、議案第15号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ、議案に対する質疑はこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終わる。

これより採決する。

議案第15号は原案の通り決定することにご異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 15 号は原案の通り可決した。

【議案第 16 号】矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 16 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○建設課長（小林徹） 議案書 20 ページ、議案第 16 号、矢板市道路占用料徴収条例の一部改正についてである。

議案書の朗読は省略させていただき、内容の説明をする。

議案書 21 ページをお願いする。

本条例の一部改正は、道路法施行令改正により、令和 8 年 4 月 1 日、国の道路占用料が改定されたことに伴い、本市におきましても所要の改正を行うものである。

このたびの一部改正は、別表の 25 ページまでの欄右側の占用料部分となる。

こちらにつきましては、国から示された占用料であり、現在の占用料から、おおむね 17%から 21%の増、年間約 100 万円の歳入増となる見込みである。

なお施行日は、占用者への通知、また占用者の予算確保等を考慮し、令和 9 年 4 月 1 日を予定している。説明は以上である。

○委員長 これより、議案第 16 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終わる。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終わる。

これより採決する。議案第 16 号は、原案の通り決定することにご異議ないか。

（異議なし）

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 16 号は原案の通り可決された。

ここで人の出入りがある。暫時休憩する。

（13：02）

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

（13：05）

【陳情第 19 号】矢板市内公園の健康活用に関する提言

○委員長 次に、「陳情第 19 号 矢板市内公園の健康活用に関する提言」を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、早速審議に入りたいと思う。自由討論であるので自由に御意見を願います。

陳情第 19 号は「矢板市内公園の健康活用に関する提言」という件名で、取下げられた陳情第 18 号とほぼ同じ内容の陳情となっている。意見を求める。

○小林委員 提言の趣旨のところを見ると、「提言の趣旨を十分くみ取り議会として再構成し」と書いてあるが、議会が陳情を受けたものを再構成し、新たにして、それを議会から提出するようという要望になっている。まず、それは議会としてふさわしくないし、それはしないということで、要望の趣旨そのものが違うと思う。よって、不採択で願います。

○榊副委員長 私も不採択と考えている。下野市の公園は私たちも実際に行ったが、そんなに活用されているようには見えなかった。この提言によって効果が得られるとは、実際に御提案のあった下野市の公園を見た上でも思わなかったので、不採択としたい。

○櫻井委員 不採択。

○高瀬委員 非常に良い内容も入っているかと思うが、すでに実現されているものもある。先ほどの榊委員と小林委員の意見に同意する。不採択で願いたい。

○伊藤委員 そもそも、一度提出したものを取下げて、ただ少し角度を変えて陳情しているだけであり、内容は変わっていない。いずれにしても、文章自体がどこからか拾ってきたような内容なのかもしれないが、これを一つ一つこちらで受けることが、果たして矢板市の利益につながるのか。よって不採択で願いたい。

○委員長 その他、御意見はないか。

(意見なし)

○委員長 ただ今、意見をお聞きしたところ、不採択の意見が多かった。これより起立により採決する。

陳情第 19 号を不採択とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。したがって陳情第 19 号は不採択とすることに決定した。

【陳情第 20 号】矢板市文化スポーツ複合施設 北側多機能ホール活用改善と文化芸術振興のための提言―市民が育てる「多目的音楽ホール」から「文化芸術拠点」への再生計画―

○委員長 続いて陳情第 20 号を議題とする。

「陳情第 20 号 矢板市文化スポーツ複合施設 北側多機能ホール活用改善と文化芸術振興のための提言―市民が育てる「多目的音楽ホール」から「文化芸術拠点」への再生計画―」を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して早速審査に入りたいと思う。委員からの意見を願います。

○榊副委員長 これについても陳情というか提言だと思うが、逆に具体的に書かれ過ぎていてこれを採択することはできないと思う。例えば音響の話とかは神谷委員長が一般質問もされていたりして、そういう個別のことについては考える余地もあるかと思うけれども、この陳情を採択することはできないと思う。

○小林委員 提言の趣旨からすると、市民も考えている音響の問題があるということは妥当だと思っている。そういう認識はいいのだが、しかしこれは、すでに議会の側からも、今回もそうだが一般質問でも扱っている内容である。それから、追加提言がこの文書の中に入っており、泉中と片岡中という、また別の問題、テーマに移っている。この体育館の音響を整備して、そして災害のときにもそれが利用できるようにということで、多様な施設として提言はされているが、これはタイトルが「矢板市文化スポーツ複合施設」とうたっているので、趣旨が広がり過ぎている。二重のテーマが掲げられているということで、不採択で願います。

○委員長 暫時休憩する。 (13 : 14)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (13 : 14)

○伊藤委員 不採択で願います。

○委員長 そのほか意見はないか。

○櫻井委員 不採択。

○委員長 その他御意見はないか。暫時休憩する。 (13 : 16)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (13 : 18)

そのほか意見はないか。

(質疑なし)

○委員長 不採択の意見が多かったと思うので、これより起立にて採決をする。

陳情第 20 号を不採択とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。

したがって、陳情第 20 号は不採択とすることに決定した。

【陳情第 24 号】医療・介護提供体制の維持に向けた意見書提出を求める陳情書

○委員長 続いて「陳情第 24 号 医療・介護提供体制の維持に向けた意見書提出を求める陳情書」を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して早速審査に入りたいと思う。委員からの意見を願います。暫時休憩する。(13 : 20)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。御意見はないか。(13 : 24)

○榊副委員長 国のほうで報酬などが改定された直後だということで、今回は見送ってもいいかなとか、陳情全体としては不採択かなと思う。国への支援を求める意見書を提出してほしいという陳情だと思うが、それにしても報酬が改定されているということを考えると、それをさらに矢板市として国に今求めるタイミングではないかと思う。

○伊藤委員 矢板市単独で決められることだったら検討の余地はあるのかもしれないが、財源そのものを矢板市単独で確保できるものではないので、私もそれは不採択でいいのかなと思う。

○小林委員 国に要望書を上げてほしいという陳情なので、ぜひどんどん上げてほしい。私は採択で願います。

○櫻井委員 副委員長に同感で、不採択。

○掛下委員 国に意見書を出してほしいという意見書の中身が、否決するほどおかしいかというところもないし、時期的な表現や数値的な表現も載っていないから、意見書として出すことについては良いのではないか。

○高瀬委員 こちらが提出された後に国のほうでも対応があったということで、今回は不採択で願います。

○委員長 意見がひととおり出たので、これより起立により採決をする。

陳情第 24 号を採択することに賛成する委員の起立を求める。

(起立少数)

○委員長 起立少数である。したがって、陳情第 24 号は不採択とすることに決定した。

【陳情第 25 号】非現業の職員の労働基準監督に関する陳情

- 委員長 次に「陳情第 25 号 非現業の職員の労働基準監督に関する陳情」を議題とする。陳情文書の朗読を省略して早速審査に入る。委員の皆様からの御意見をよろしく願います。暫時休憩する。 (13 : 29)
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (13 : 42)
- 委員からの御意見を願います。
- 榊副委員長 すでに対応がとられていると思うので、不採択でいいと思う。
- 高瀬委員 矢板市においてはいろいろ対応がとられているということと、労働安全衛生法について教職員の規定を定めている教育委員会が県内にないということで、どちらかというとこれは市よりも県に先に提出する内容であるかと思われるので、不採択で願います。
- 掛下委員 この陳情に反対する理由が、今しっかりやっていたとしても、これそのものに反対する理由があるかどうかと考えたときに、教職員の規定ではないことを今求めているので、実効性のある労働安全衛生法が学校で行われていない状況である。そういったことも考えると、別に採択してもいいのかなと考える。これを不採択にする理由までないのかなと思った。
- 委員長 なければ、これより起立にて採決をする。
- 陳情第 25 号を採択とすることに賛成する委員の起立を求める。
- (起立少数)
- 委員長 起立少数である。したがって、陳情第 25 号は不採択とすることに決定した。

【陳情第 26 号】会計年度任用職員の勤務条件に関する陳情

- 委員長 次に「陳情第 26 号 会計年度任用職員の勤務条件に関する陳情」を議題とする。陳情文書の朗読を省略して早速審査に入る。暫時休憩する。 (13 : 42)
- 委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13 : 50)
- 委員からの意見をお願いします。
- 掛下委員 会計年度職員と一般の職員についての待遇差が、いろんな形で問題になっているので、やはりこの辺は統一化して、差を設けないということについて賛成する。この意見は採択にしたい。
- 高瀬委員 生理については個人差が非常にあり、ひどい方が本当にひどいのは事実と思う。それで、県の方でも会計年度任用職員の生理休暇を認めているということで、私は採択でお願いしたい。
- 小林委員 私も今、県の方が有給になっているということであり、そういうことを含めて採択でお願いします。
- 榊副委員長 私もこれは採択でいいかと思っている。(1)の生理休暇を有給とすることについては県に合わせて実施してもいいと思うし、(2)については検討を行うということなので、検討を行うのはいいかと思う。
- 委員長 ひととおり意見が出たので、採決を取りたいと思う。
- 陳情第 26 号を採択することに賛成する委員の起立を求める。
- (起立全員)
- 委員長 起立全員である。陳情第 26 号は採択することに決定した。

【陳情第 30 号】人口減少時代の公民館改革に関する提言―地域活動の司令塔としての再構築と地域総合文化祭の「年次総決算化」―

○委員長 次に「陳情第 30 号 人口減少時代の公民館改革に関する提言―地域活動の司令塔としての再構築と地域総合文化祭の「年次総決算化」―」を議題とする。陳情文書の朗読を省略して早速審査に入る。委員からの御意見をお願いします。

○榊副委員長 同じ方がたくさん陳情を出しているが、これに関しても他の陳情と同じく、これを採択したところでその先の行動が何をしたらいいかわからないので、このまま採択するのは難しい。ただ、内容として公民館の改革というのは、中身としては分かることもあるので、この陳情を採択するというのではなく、考えていけばいいかと思う。

○委員長 そのほか御意見は。暫時休憩する。 (13 : 55)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (13 : 57)

委員からの御意見をお願いします。

○小林委員 もうすでに公民館の活動で、ここで提案されているようなことは実施されているという現状がある。改めてこれを議会として陳情を採択して市の方に提出するということはないと思う。また、提案の仕方として、執行部にも議会にも出している。そのような形で私たち議会にこれを審議して陳情を上げてくるということ自体が少しおかしいと思っている。ましてや今回の提言の理由では、市長に期限を切って文書の回答を求めると、そういう文言まで入っている。こういう陳情はふさわしくないと。これを議会でそのまま受けるということ自体が、やはり議会としておかしいかと思うところもあるので、不採択でお願いします。

○掛下委員 公民館は、公民館長が正式な職員でいるところが 3 つぐらいだと思うが、後の自治公民館はほとんど専任の担当者がいないので、ここに網羅されていることすべてはやっていないと思う。やっているものとやっていないものがあるが、それが自治公民館のできる範囲なので、これ全部やるということは難しいかと思っている。そういう意味では、実情から見るとこれを全部採択するのはできないのではないかということで、不採択でお願いします。

○委員長 なければ採決をしたいと思う。これより起立にて採決する。

陳情第 30 号を不採択とすることに賛成する委員の起立を求める。

(起立全員)

○委員長 起立全員である。したがって、陳情第 30 号は不採択とすることに決定した。

【委員長報告】

○委員長 以上でこの分科会に審査を付託された案件は終了したが、委員長報告について私にご一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で決算審査特別委員会教育福祉産業分科会を閉会する。 (14 : 00)

矢板市議会委員会条例第 25 条の規定により署名する。

令和 8 年 月 日

教育福祉産業常任委員会委員長